

○ 衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程（平成二十七年庁訓第十三号）

最終改正 平成28年1月18日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個人情報の取扱い（第3条―第9条）

第3章 開示、訂正及び利用停止（第10条―第20条）

第4章 雑則（第21条―第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の趣旨を踏まえ、衆議院事務局（以下「事務局」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、事務局の職員が組織的に利用するものとして事務局が保有しているものをいう。ただし、文書（衆議院事務局文書取扱規程（平成23年庁訓第4号。以下「文書取扱規程」という。）第2条第1号に規定する文書をいう。）に記録されているものに限る。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第3条 事務局は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

2 事務局は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しないものとする。

3 事務局は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的の明示）

第4条 事務局は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、行政機関個人情報保護法第4条各号に定める場合に相当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

(正確性の確保)

第5条 事務局は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

(安全確保の措置)

第6条 事務局は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 事務局は、事務局から個人情報の取扱いの委託を受けた者に対し、当該委託に係る業務について、前項の措置を講じさせるものとする。

(職員の義務等)

第7条 個人情報の取扱いに従事する職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないものとする。

2 事務局は、個人情報の取扱いに従事する職員であった者並びに前条第2項の委託に係る業務に従事している者及び従事していた者がその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8条 事務局は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 事務局が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を

いう。)に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 事務局は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための事務局の内部における利用を特定の課等（文書取扱規程第 2 条第 16 号に規定する課等をいう。第 23 条第 2 項において同じ。）に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置の求め）

第 9 条 事務局は、前条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### 第 3 章 開示、訂正及び利用停止

（開示の原則）

第 10 条 事務局は、本人から当該本人に関する保有個人情報（議院行政文書（衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（平成 20 年庁訓第 1 号。以下「議院行政文書開示規程」という。）第 2 条に定める議院行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。以下同じ。）の開示の申出があつた場合は、当該開示の申出をした者（以下「開示申出人」という。）に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に別段の定めがあるとき。

(2) 当該保有個人情報に、行政機関個人情報保護法第 14 条に規定する不開示情報に相当するもの（衆議院の立法及び調査に係る事務の性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）が記録されているとき。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）から本人に代わって前項の開示の申出があつた場合も、同項と同様とする。

（部分開示）

第 11 条 開示の申出に係る保有個人情報に前条第 1 項の不開示情報が含まれて

いる場合において、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

- 2 開示の申出に係る保有個人情報に行政機関個人情報保護法第14条第2号の情報に相当するもの（開示申出人（法定代理人が本人に代わって開示の申出をする場合にあつては、当該本人。以下この項において同じ。）以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには当たらないものとみなして、前項に定めるところによる。

（裁量的開示）

第12条 開示の申出に係る保有個人情報に第10条第1項の不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出人に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（開示の申出に係る手続）

第13条 保有個人情報の開示の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先、開示の申出に係る保有個人情報が記録されている議院行政文書の名称等開示の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）の提出を求める。

- 2 前項の場合においては、開示の申出をする者に対して、開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを示す次に掲げる書類の提示又は提出を求める。

- (1) 開示申出書に記載されている開示の申出をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が当該開示の申出に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、その者が当該開示の申出に係る保有個人情報

の本人又はその法定代理人であることを確認するため適当と認められる書類

- 3 開示申出書を送付する方法により開示の申出がされる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類の提出を求める。
  - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして適当と認められる書類であつて、開示の申出をする日前 30 日以内に作成されたもの
- 4 開示の申出をする者が法定代理人である場合にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示の申出をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）の提示又は提出を求める。
- 5 法定代理人により開示の申出がなされた場合において、保有個人情報の開示以前にその資格を喪失しているおそれがあるときは、必要に応じて提示され、又は提出された書類等で本人の生年月日等を確認するなどにより、当該保有個人情報の本人の法定代理人としての資格を喪失していないことを確認する。
- 6 開示申出書は、別紙様式第 1 による。  
（開示に係るその他の手続等）

第 14 条 開示の手続、開示の申出に対する対応、第三者に対する意見聴取及び開示の実施に係る事務については、第 10 条から前条までに定めるもののほか、議院行政文書開示規程及び衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則（平成 20 年庁訓第 3 号。以下「議院行政文書開示規程細則」という。）に準じて行うものとする。

（保有個人情報の訂正）

第 15 条 事務局は、第 10 条から前条までの規定により開示された保有個人情報について、本人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正するものとする。ただし、当該訂正の申出が保有個人情報の開示の連絡を行った日の翌日から起算して 90 日を経過した日以降になされた場合は、この限りでない。

- 2 法定代理人から本人に代わって前項の訂正の申出があつた場合も、同項と同様とする。

（訂正の申出に係る手続）

第 16 条 保有個人情報の訂正の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先、訂正の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を

特定するに足りる事項並びに当該申出の趣旨及び理由を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）の提出を求める。

- 2 第13条第2項から第4項までの規定は、訂正の申出について準用する。
- 3 訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正の申出をした者（以下「訂正申出人」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 訂正申出書は、別紙様式第2による。  
（訂正の申出に対する対応）

第17条 訂正の申出に係る保有個人情報の全部を訂正する場合には、訂正申出人に対し、書面でその旨を連絡する。

- 2 訂正の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しない場合には、訂正申出人に対し、書面でその旨を連絡する。当該書面には、訂正しない理由を簡潔に付記するものとする。
- 3 前2項の連絡は、訂正の申出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。
- 4 事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に定める期間内に第1項又は第2項の連絡をすることができないと認められる場合には、訂正申出人に対し、当該期間内に連絡することができない旨、その理由及び連絡予定時期を適宜の方法により連絡する。  
（保有個人情報の利用停止）

第18条 事務局は、第10条から第14条までの規定により開示された保有個人情報について、本人から、書面により、次の各号のいずれかに該当することを理由に当該各号に定める措置の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、事務局における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報について、当該各号に定める措置を行うものとする。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報に適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 法定代理人から本人に代わって前項の利用停止の申出があった場合も、同項と同様とする。

3 保有個人情報利用停止申出書（第1項の書面をいう。）は、別紙様式第3による。

4 第15条第1項ただし書、第16条第1項から第3項まで及び前条の規定は、利用停止について準用する。

（開示等の苦情）

第19条 保有個人情報の全部又は一部の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）をしないことについて、開示等を申し出た者から、書面により、事務局に苦情の申出がされた場合には、事務総長は、衆議院事務局情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものとする。

2 保有個人情報の開示等に関する苦情の申出書（前項の書面をいう。）は、別紙様式第4による。

（苦情の申出に係るその他の手続等）

第20条 苦情の申出に係る対応については、前条に定めるもののほか、議院行政文書開示規程第11条及び議院行政文書開示規程細則七の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 雑則

（適用除外等）

第21条 前章の規定は、行政機関個人情報保護法第45条第1項に定める情報に相当するものについては、適用しない。

2 保有個人情報（議院行政文書開示規程第3条の不開示情報に相当する情報を専ら記録する議院行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第10条から第18条までの規定の適用については、事務局に保有されていないものとみなす。

（議長への報告）

第22条 事務総長は、この規程に基づく保有個人情報の開示等の実施状況について、毎年1回議長に報告するものとする。

（開示等の事務）

第23条 保有個人情報の開示等及び苦情の申出に係る受付事務並びに保有個人情報の開示の実施等に係る事務は、庶務部文書課が行う。

2 開示の申出に係る保有個人情報の特定等に係る事務は、当該保有個人情報を保有している課等が行う。

3 保有個人情報の開示等に関する書類の保存事務は庶務部文書課が行い、その保存期間は5年間とする。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 18 日）

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

(別紙様式第1)

保有個人情報開示申出書

平成○年○月○日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり保有個人情報の開示を申し出ます。

記

1 開示を求める保有個人情報の名称等

(保有個人情報 that 特定できるよう、情報が記録されている文書の名称等、あなたがお知りになりたい情報についてできる限り具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)

(ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、具体的な方法を記載してください。)

ア 事務局における開示の実施を希望する。

<実施の方法>  閲覧  写しの交付  その他 ( )

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示申出人  本人  法定代理人

イ 申出人本人確認書類

運転免許証  健康保険被保険者証  住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書

その他 ( )

※ 申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等 (法定代理人が申出をする場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  成年被後見人

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が申出をする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
申出資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他 ( )

(別紙様式第2)

保有個人情報訂正申出書

平成○年○月○日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり保有個人情報の訂正を申し出ます。

記

1 訂正を求める保有個人情報等

訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示を受けた保有個人情報	開示通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正申出の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

2 本人確認等

ア 訂正申出人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 申出人本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) ※ 申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人が申出をする場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が申出をする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 申出資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )

(別紙様式第3)

保有個人情報利用停止申出書

平成○年○月○日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり保有個人情報の利用停止を申し出ます。

記

1 利用停止を求める保有個人情報等

利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示を受けた保有個人情報	開示通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 利用停止申出人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 申出人本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) ※ 申出書を送付して申出をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人が申出をする場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が申出をする場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 申出資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )

(別紙様式第4)

保有個人情報の（開示、訂正、利用停止）に関する苦情の申出書

平成○年○月○日

衆議院事務局 御中

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

( ) \_\_\_\_\_

衆議院事務局における保有個人情報の（開示、訂正、利用停止）について、下記のとおり苦情の申出をします。

記

- 1 (開示、訂正、利用停止) を求めた日 平成○年○月○日
- 2 (開示、訂正、利用停止) を求めた保有個人情報の名称等
- 3 (不開示、訂正をしない旨の、利用停止をしない旨の) 通知書の日付  
平成○年○月○日
- 4 (不開示、訂正をしない旨、利用停止をしない旨) の理由
- 5 衆議院事務局が(開示、訂正、利用停止)の申出に係る保有個人情報を(開示、訂正、利用停止)しない(全部、一部)ことに対する苦情の内容(具体的に)  
[ \_\_\_\_\_ ]
- 6 添付書面 (不開示、訂正をしない旨の、利用停止をしない旨の) 通知書又はその写し  
(添付できないときはその理由) \_\_\_\_\_

(注) 1 括弧内の語については、苦情の申出の内容により選択して記載する。

2 3及び4については、6の書面が添付されているときには省略することができる。